

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：11201

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653234

研究課題名(和文)シュタイナー学校とその教員養成機関の法的地位の獲得過程に関する研究

研究課題名(英文) Study on the process of acquiring the legal status of the Steiner schools and its teacher training institutions

研究代表者

遠藤 孝夫 (ENDO, Takao)

岩手大学・教育学部・教授

研究者番号：70211779

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、シュツットガルト自由大学の大学としての国家的認定の獲得過程の分析に基づき、シュタイナー学校とその教員養成機関の法的地位の獲得過程とその意義を明らかにすることを目的としていた。1993年のドイツ連邦行政裁判所判決は、国家基準からの逸脱を認めない「同種性の原則」ではなく、「等価性の原則」を初めて大学における教員養成の次元にまで拡大適用し、ヴァルドルフ教員養成の「等価性」を認定した。このことは、それまでの教員養成の国家独占という長い伝統を否定し、ヴァルドルフ教員養成を公的地位を有するオルタナティブとして認定したことを意味した。

研究成果の概要(英文)：Through the analysis of the process of acquiring national accreditation of the Free University of Stuttgart as the University, this study was to clarify the significance of the acquisition process of public status of the Steiner schools and its teacher training institutions. Based on the principle of equivalence, the Federal Administrative Court of 1993 recognized for the first time the Waldorf teacher training as equivalent to national teacher education. With this historic decision, the long German tradition of the state monopoly of teacher training was renounced, and the Waldorf teacher training was authorized as an alternative with public status.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：シュタイナー学校 ヴァルドルフ学校 教員養成 等価性 シュツットガルト自由大学 ヴァルドルフ教員養成 国家的認定

1. 研究開始当初の背景

シュタイナー学校(ヴァルドルフ学校)は、1919年に南ドイツのシュツットガルトに最初の学校が創設されて以降、「自由な人間」の育成を目指し、芸術性を重視したユニークな教育実践(例えば、教科書は使用しない)を行う学校として注目され、現在では世界各地に約1,000校(このうち、ドイツ国内に約200校)にまで増えた私立学校である。しかもシュタイナー学校の教員となるためには、通常の一般的な教員資格では十分ではなく、独自の教員養成機関における一定期間の学修が必要となる。その意味で、シュタイナー学校は、この独自の教員養成システムによって支えられていると言える。

これまでの研究動向としては、シュタイナー学校とその教員養成機関における教育内容や方法の特質に関する研究が大勢を占めている一方で、こうした独自の教育実践を支える制度的基盤となる法的地位に関する研究は、フリードリヒ・ミュラーによる研究書(Das Recht der Freien Schule nach dem Grundgesetz, 1982)以外には見当たらない。しかも、ミュラーの研究は、ドイツの私立学校一般の法的地位に関する分析であり、私立学校の中でもとりわけ特殊な位置づけにあるシュタイナー学校に即した分析ではない。シュタイナー学校が一般の公立学校と同等の地位が与えられるか否か(端的には大学入学資格の付与権)、またシュタイナー学校の教員養成機関も、「大学」としての権利が認められるか否かをめぐっても、教育行政機関との長い交渉や裁判闘争の歴史があり、現在も続いている。しかし、こうした側面からの本格的な研究は皆無の状況である。

申請者は、まず論文「1950年代南西ドイツにおける私立学校法の制定経緯とその教育史的意義」(日本教育学会『教育学研究』66-2、1996年)で、シュタイナー学校を含むドイツの私立学校を支える法制度に関する研究に着

手し、また翻訳書として『シュタイナー学校』(イザラ書房、2008年)を刊行し、さらに平成20~22年度科学研究費基盤研究Cにより、「シュタイナー学校の教員養成システムに関する研究」を行ってきた。本申請による研究は、こうした申請者自身の研究の蓄積を踏まえ、研究上の未開拓状態にあるシュタイナー学校とその教員養成機関の法的地位の獲得過程を主に裁判闘争の分析を通して解明しようとするものである。

我が国の学校教育の質的改革の点で、シュタイナー学校の普及は大きな意味を持つ。しかし、このシュタイナー学校の普及には、一般の学校と異なる独自性をどこまで法的に許容するのか、独自の教員養成機関の法的地位をどう規定するのか、といった法制度の検討と整備が不可欠となる。本研究の成果は、我が国におけるシュタイナー学校の普及のための法制度的基盤の整備に極めて有効な知見を提供することになり、高い社会的意義を有する研究となると確信している。

2. 研究の目的

本研究は、シュタイナー学校(ヴァルドルフ学校)とその教員養成機関の法的地位の獲得過程を、ドイツにおける裁判闘争の分析により明らかにしようとするものである。21世紀の学校モデルとして世界的に注目されるシュタイナー学校とその教員養成機関に関しては、そこでの教育内容や方法の特質に関する研究は行われてきたが、その特質の制度的保障基盤となる法的地位を裁判闘争の分析を通して明らかにする研究は海外も含め皆無であった。本研究は、シュタイナー学校とその教員養成機関に関する研究を飛躍的に発展させることになる挑戦的研究である。

本研究で明らかにしようとする具体的な研究目的は、次の2点である。

(1) ドイツにおけるシュタイナー学校の法

的地位をめぐる交渉・裁判闘争の展開過程の
解明

(2) ドイツにおけるシュタイナー学校の教
員養成機関の法的地位をめぐる交渉・裁判闘
争の展開過程の解明

3 . 研究の方法

本研究では、1919 年に最初の学校として創
設されたシュツットガルトのシュタイナー学
校とその教員養成機関であるシュツットガル
ト自由大学に注目し、それぞれが法的地位を
獲得する過程を、主としてバーデン・ヴュル
テンベルク州文部省との交渉記録、同州行政
裁判所および連邦憲法裁判所の判決文を含む
訴訟資料の分析を通して、上述した研究課題
の解明を行うものである。より具体的な年度
ごとの研究計画・方法は、以下の通りである。

(1) 平成23年度

本研究を進める上で最も基本となる、ドイ
ツにおける私立学校に関する法規定の収集と
分析を行う。その際に、ドイツは連邦制の国
家であることから、主な州 (Land) ごとの私
立学校に関する法規定の収集と分析が必要と
なる。その際には、上述のフリードリヒ・ミ
ュラーによる研究書 (Das Recht der Freien
Schule nach dem Grundgesetz, 1982) をまず
は手がかりにして調査を進めることになる。
特に、バーデン・ヴュルテンベルク州に関し
ては、法律のみならず関係する文部省規則等
の収集と分析も行う。

同じく、本研究を進める上での基本となる、
1919 年創設以降のシュタイナー学校とその
教員養成機関の発展過程に関する資料の収集
と分析を行う。その際には、ヴェンツェル・
ゲッテによる研究書 (Erfahrung mit
Schulautonomie Das Beispiel der Freien
Waldorfschule, 2006年) をまずは手がかりと
して、作業を進めることになる。

シュタイナー学校とその教員養成機関の法
的地位をめぐる教育行政当局 (州文部省) と
の交渉および裁判闘争に関する予備的調査を
行う。具体的には、シュツットガルトのシュ
タイナー学校、シュツットガルト自由大学、
マンハイム自由大学、ヴァルドルフ学校連盟、
バーデン・ヴュルテンベルク州文部省、同州
行政裁判所および連邦憲法裁判所等への訪問
調査を実施し、関係する資料の収集を行う。

(2) 平成24年度

シュタイナー学校とその教員養成機関の法
的地位をめぐる教育行政当局 (州文部省) と
の交渉および裁判闘争に関する本格的調査・
研究を行う。このために、シュツットガル
トのシュタイナー学校、シュツットガルト自
由大学、マンハイム自由大学、ヴァルドルフ学
校連盟、バーデン・ヴュルテンベルク州文部
省、同州行政裁判所および連邦憲法裁判所等
への再訪問調査を実施し、平成 2 3 年度の訪
問調査で収集できなかった関係資料の収集を
行う。

ドイツの関係機関への訪問調査により収集
した資料の分析を進め、シュタイナー学校と
その教員養成機関の法的地位の獲得過程を解
明する。

(3) 平成25年度

平成24年度のドイツ訪問調査で不足してい
た点に関する補充の訪問調査を行う。特に、
バーデン・ヴュルテンベルク州に次いで、シ
ュタイナー学校の法的地位をめぐる活発な運
動が展開されたノルトライン・ヴェストファ
ーレン州文部省と同州に設置されている教員
養成機関である「ヴィッテン教員養成学院」
への訪問調査を行い、シュタイナー学校とそ
の教員養成機関と州文部省との法的地位をめ
ぐる交渉過程に関する資料収集を行う。

資料の分析作業を進め、平成24年度の分析
結果と合わせて、総合的な形で、ドイツにお

けるシュタイナー学校とその教員養成機関の法的地位の獲得過程に関する考察を行う。

これまでの研究成果を、日本教育学会、日本教師教育学会、日本教育行政学会等において発表する

4. 研究成果

本研究を通して、シュタイナー学校とその教員養成機関の法的地位の獲得過程について、関係機関の訪問調査、関係する資料の蒐集とその分析を行うことができ、この分野の研究の発展にも寄与することができたと考える。主たる研究成果は以下の通りである。

(1) 関係機関への訪問調査の実施

本研究を実施する上では、ドイツにおける関係機関への訪問調査とそこでのインタビュー調査および資料の蒐集は不可欠であった。訪問調査した主な関係機関は以下の通りである。

シュツットガルト自由大学 (Freie Hochschule Stuttgart)

1919年に最初のシュタイナー学校が創設された後、1928年からは同校においてシュタイナー学校の教員養成が開始された。シュツットガルト自由大学は、この1928年以降の伝統を継承するもので、世界中のシュタイナー学校の教員養成機関の指導的役割も果たしている。しかも、同大学は1999年に国家的認定を獲得して、正式な私立大学として公的地位を認められた機関であり、本研究の課題遂行の点で最も重要なものとなる。本研究では、平成23年12月6日と7日および平成24年12月14日に訪問し、主としてフッター教授 (Prof. Futter) とロンネル教授 (Prof. Ronnel) へのインタビュー調査を行うとともに、関係資料を蒐集した。

ヴィッテン教育学院 (Wiiten/Annen

Institut für Waldorf-Pädagogik)

この機関は、1973年から完結型によるシュタイナー学校の教員養成を開始した、ドイツを代表するシュタイナー学校の教員養成機関である。また、シュツットガルト自由大学とは異なり、「大学」としての公的地位を獲得するのではなく、国家(州)の文部省との協定の形で、シュタイナー学校の教員養成機関としての公的地位を保証された機関でもある。

本研究では、平成24年12月18日に訪問し、特に同学院の創設から指導的教員として活躍してきたキールシュ氏 (Johannes Kiersch) へのインタビュー調査も実現できたことは大きな成果であった。

カッセル教員養成ゼミナール (Kasseler Lehrerseminar)

この機関は、上記2機関とは異なり、既に大学教育を終えた人および既にシュタイナー学校の教員になっている人を対象に、補完型の教員養成を行っている機関である。本研究では、平成25年12月3日に訪問調査を行い、特にゾンマー教授 (Prof. Sommer) とツェック教授 (Prof. Zech) と意見交換を行い、本研究に資する豊富な知見を確認できた。

その他の調査機関

- ・ Bund der Freien Waldorfschulen (平成23年12月8日)
- ・ Landesbibliothek Baden-Württemberg Stuttgart (平成25年12月2日)
- ・ Goetheanum (平成23年12月3日)

(2) 本研究に係る貴重な一次資料の蒐集
本研究の過程では、関係する書籍や論文を蒐集したことに加え、貴重な一次資料を蒐集することができた。その主なものは以下の通りである。

シュツットガルト自由大学の公的地位をめぐる裁判記録 (判決文)

- ・ Das Urteil des Verwaltungsgerichts Stuttgart vom 28. 02. 1989.
- ・ Das Urteil des Verwaltungsgerichtshof Baden-Württemberg vom 06. 03. 1990.
- ・ Das Urteil des Bundesverwaltungsgerichts vom 23.06.1993.

自由ヴァルドルフ学校連盟年次報告書
Berichtshefte des Bundes der Freien
Waldorfschulen(1977,1993)

シュツットガルト自由大学年次報告書
Berichtsheft Freie Hochschule Stuttgart

雑誌「教育芸術」掲載論文
Erziehungskunst Monatsschrift zur
Pädagogik Rudolf Steiners.

(3) 主な学術的知見および成果

シュタイナー学校の教員養成の理論的研究

シュタイナー学校の教員養成機関の公的地位の獲得過程を明らかにする基礎作業として、まずはルドルフ・シュタイナーの教員養成論の内容とその特質の解明を行った。その結果、シュタイナーは主にゲーテ研究を通して獲得した認識論と芸術論を基盤として、独自の思想としての人智学とその人間観及び教育思想を確立したこと、シュタイナーの人智学的人間観および教育思想の根底には、人間の内面的能力が芸術を通して「覚醒」されるということ、換言すれば芸術の人間形成機能という根本理念があることを、シュタイナーの思想分析の方法によって明らかにすることができた。同時に、この知見の析出は、シュツットガルト自由大学をはじめとするシュタイナー学校の教員養成機関においては、そこでの教員養成カリキュラムの中で芸術的訓練が必須領域として位置づけられていることの理論的背景を確認することにもなった。

シュツットガルト自由大学の大学としての地位獲得過程の解明

本研究の最大の成果は、シュタイナー学校の教員養成機関の中核に位置づく、シュツットガルト自由大学が「大学」として、1999年になって正式な国家的認定(staatliche Anerkennung)を獲得する過程を、主として裁判闘争の分析を通して解明することができたことにある。1928年以來の伝統を有するシュツットガルトの教員養成ゼミナ-

ルは、この機関での学修やその修了に何らの公的資格や地位も与えられてはいなかった。1987年の提訴から1993年の連邦行政裁判所判決で結審するまでの裁判闘争により、シュツットガルト自由大学には、国立大学との「等価性」が認定されたことにより、1999年の私立大学としての国家的認定、従って公的地位の獲得の道が開かれた。この1993年の連邦行政裁判所判決は、国立大学における教員養成とは理念も方法も明らかに異質なシュタイナー学校の教員養成に、国立大学における教員養成と同等の公的地位を認定したものであり、長年のドイツの伝統となってきた「事実上の教員養成の国家独占」体制に、連邦裁判所として終止符を打つものとなった。その意味で、ドイツの教育史上、一つの画期的判決として位置づけられるものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

遠藤孝夫、「学識形成と相即した人間形成」としての教員養成の可能性 - シュタイナー教員養成の理念と実践を参考に - 、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター第14回シンポジウム記録集、査読無、2014、17-23、52-59.

遠藤孝夫、ヴァルドルフ教員養成の公的地位獲得と教員養成の国家独占の否定、教育学研究(日本教育学会) 査読有、第80巻第1号、2013、39-51.

[学会発表](計2件)

遠藤孝夫、「学識形成と相即した人間形成」としての教員養成の可能性 - シュタイナー教員養成の理念と実践を参考に - 、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター第14回シンポジウム、2013.12.7、東京学芸大学(東京都)

遠藤孝夫、ヴァルドルフ教員養成の「等価性」認定と教員養成の国家独占の否定、フォーラム・ドイツの教育、2012.7.28、明治大学(東京都)

[図書](計1件)

遠藤孝夫、シュタイナーの教員養成論と<芸術による覚醒>、大坪正一・平田淳・福島裕敏編、東信堂、学校・教員と地域社会、2012年、191(33-54)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

遠藤 孝夫 (ENDO, Takao)

岩手大学・教育学部・教授

研究者番号：70211779

(2)研究分担者 なし

()

研究者番号：

(3)連携研究者 なし

()

研究者番号：